

公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊九州補給処  
調達会計部長 園田 直樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
6SNE1SK00020		6SPT1C10001 0001				WQ-Z360001	
品名 または 件名							
燃料貯蔵検査「航空タービン燃料、JP-4」ほか1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
12.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
鳥栖燃料支処				鳥栖分屯地			
搬入場所				納期または工期			
鳥栖分屯地				令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること  
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。  
 入札日時場所：令和8年3月4日(水)9時30分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」は令和7・8・9年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和8年3月11日(水)09時00分に再度入札を実施する。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10% (軽減税率対象品目については8%) に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100 (軽減税率対象品目については108分の100) に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格（予定数量×単価の総額）の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、解除を申し出た日以降の「（予定数量－納入数量）×単価」の総額（税込み）の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が100万円以上は請書、250万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
  - 「役務請負契約条項」
  - 「単価契約に関する契約条項」
  - 「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和8年3月3日（火）17時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。  
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン（画面サイズ7.0インチ以上）の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 目達原駐屯地調達会計部
- イ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
  - 〒842-0032
  - 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
  - TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること  
九州補給処調達会計部契約課第2契約班 担当 土井 (内線2319)



陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
調達要求番号	6SPT1C10001	仕 様 書 番 号
航空用燃料貯蔵検査 「航空タービン燃料, JP-4」	WQ-Z360001	
	作 成	令和7年11月18日
	変 更	
	作成部隊等名	鳥栖燃料支処

## 1. 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊鳥栖分屯地において貯蔵する航空用燃料貯蔵検査の役務について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語の定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 貯蔵検査

この仕様書で定める試験項目について航空用燃料の抜取検査を実施し、その良否について総合的に評価、判定することをいう。

#### 1.2.2

##### 検査試料

貯蔵検査のため、航空用燃料の一部を抜き取ったものをいう。

#### 1.2.3

##### 内装容器

官側が供与する試料缶（1Lブリキ缶）をいう。

#### 1.2.4

##### 外装容器

HQ-Z100009の試料運搬容器（9L収納用）をいう。

#### 1.2.5

##### 運搬容器

内装容器及び外装容器をいう。

### 1.3 検査対象燃料

検査対象燃料は、「航空タービン燃料, JP-4」とする。

### 1.4 検査の呼び方

検査の呼び方は、仕様書の名称及び検査対象燃料の品名による。

例 航空用燃料貯蔵検査 「航空タービン燃料, JP-4」

### 1.5 引用文書等

この仕様書で引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## a) 規格

- J I S K 2 2 4 9 - 1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法
- J I S K 2 2 4 9 - 2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- J I S K 2 2 4 9 - 3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメータ法
- J I S K 2 2 4 9 - 4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表
- J I S K 2 2 5 4 石油製品－蒸留試験方法
- J I S K 2 2 5 8 - 1 原油及び石油製品－蒸気圧の求め方－第1部：リード法
- J I S K 2 2 5 8 - 2 原油及び石油製品－蒸気圧の求め方－第2部：3回膨張法
- J I S K 2 2 6 1 石油製品－自動車ガソリン及び航空燃料－実在ガム試験方法－噴射蒸発法
  
- J I S K 2 2 7 6 石油製品－航空燃料油試験方法
- J I S K 2 5 1 3 石油製品－銅板腐食試験方法
- J I S K 2 5 8 0 石油製品－色試験方法

## b) 仕様書

- G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- H Q - Z 1 0 0 0 0 9 燃料貯蔵検査用試料運搬容器
- D S P K 2 2 0 6 航空タービン燃料

## c) 法令

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）（以下、“品質確保法律”という。）

## 2. 貯蔵検査に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

検査試料について、その品質の良否を総合的に評価、判定し、報告するものとする。

### 2.2 検査施設

a) 貯蔵検査を実施する施設は、契約の相手方又は契約の相手方の委託を受けた第三者の検査施設であって、品質確保法律に規定する登録分析機関又は航空タービン燃料の検査実績を有するものとする。

b) 入札参加希望業者は、品質確保法律に規定する登録分析機関又は航空タービン燃料の検査実績を有する検査施設の証明（写し）を提出するものとする。

### 2.3 検査試料

検査試料は、官側から官給された「航空タービン燃料，JP-4」とし、検査試料量は契約の相手方と調整した数量とする。検査試料が残った場合は、契約の相手方において廃棄処分するものとする。

#### 2.3.1 検査試料の受領

契約の相手方は、発注書に基づき、発注の日以降、官側の指定した日及び場所で検査試料を受領するものとする。

#### 2.3.2 検査試料の運搬

契約の相手方は、検査試料を検査施設まで運搬するものとする。その際、運搬容器については、官側から無償貸与を受けるものとする。

### 2.4 検査項目・試験方法

検査項目・試験方法は、調達要領指定書による。

### 3. 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督、検査実施要領による。

### 4. その他の指示

その他の指示は、調達要領指定書により指定する場合を除き、次による。

#### 4.1 事前提出書類

契約の相手方は、契約締結後速やかに、品質確保法律に規定する登録分析機関又は航空タービン燃料の検査実績を有する検査施設の証明（写し）2部を契約担当官等に提出するものとする。

#### 4.2 検査結果等提出

契約の相手方は、検査結果等を表1のとおり提出するものとする。ただし、検査数値が規定内に収まらないときは、電話等の手段により鳥栖燃料支処補給科へ即時に通報するものとする。

表1－検査結果等提出

提出書類	提出先	部数	提出時期
作業工程表 (様式随意)	鳥栖燃料支処補給科	1	契約後速やかに
受領書 (試料運搬容器用)		1	試料運搬容器受領時
返品書 (試料運搬容器用)		1	試料運搬容器返品時
検査結果報告書 (様式は調達要領 指定書による)	鳥栖燃料支処補給科	2	検査終了後速やかに、郵送等の輸送手段による。
	契約担当官等	1	

#### 4.2 検体単位及び検査予定検体数量

a) 検体単位は、2.3により官側と契約の相手方が調整の上決定した数量（数量に応じた1L容器個数）を1ST（検体）とする。

#### b) 検査予定検体数量

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
予定数	6ST	4ST	0ST	0ST	0ST	0ST	0ST	0ST	0ST	1ST	1ST	0ST	12ST

#### 4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	6SPT1C10001
	調達要求年月日	令和8年 1月13日
	作成部課	九州補給処鳥栖燃料支処
	作成年月日	令和7年11月18日
品名	航空用燃料貯蔵検査「航空タービン燃料, JP-4」	

指定事項

2.4 検査項目・試験方法

(航空タービン燃料, JP-4)

番号	検査項目	規格	試験結果	試験方法	部分合否
1	外観	清澄透明で不溶解の水、沈殿物及び浮遊物がないこと		目視	
2	色相	記録		JIS K 2580	
3	密度 (15℃、kg/m <sup>3</sup> )	0.751~0.802		JIS K 2249-1 又は-2 又は-3 または-4による	
4	実在ガム (mg/100ml)	7.0以下		JIS K 2261 水蒸気噴射法	
5	蒸留性状	初留点 ℃	記録	JIS K 2254 常圧蒸留 試験方法	
		10%留出温度 ℃	記録		
		20%留出温度 ℃	100以上		
		50%留出温度 ℃	125以上		
		90%留出温度 ℃	記録		
		終点 ℃	270以下		
		残油量 容量%	1.5以下		
		減失量 容量%	1.5以下		
6	銅板腐食 (100℃、2h)	1以下		JIS・K 2513	
7	析出点 ℃	-58以下		JIS K 2276	
8	酸価 mg KOH/g	0.015以下		JIS K 2276	
9	蒸気圧 (37.8℃) kPa	14~21		JIS K 2258-1 又は-2による	
10	水溶解度 (界面状態)	1b以下		JIS K 2276	
11	微粒夾雑物 mg/L	1.0以上		JIS K 2276 (ただし試料は1Lとする)	
12	導電率 pS/m	150~600		JIS K 2276	

#### 4.1 検査結果等提出

### 検査結果報告書

(航空タービン燃料, JP-4)

試料採取駐屯地		試料採取年月日		受領試料量		使用試料量	
試料番号		製造年月日					

番号	検査項目	規格	試験結果	試験方法	部分合否
1	外観	清澄透明で不溶解の水、沈殿物及び浮遊物がないこと		目視	
2	色相	記録		JIS K 2580	
3	密度 (15°C、kg/m <sup>3</sup> )	0.751~0.802		JIS K 2249-1 又は-2 又は-3 または-4による	
4	実在ガム (mg/100ml)	7.0以下		JIS K 2261 水蒸気噴射法	
5	蒸留性状	初留点 °C	記録	JIS K 2254 常圧蒸留 試験方法	
		10%留出温度 °C	記録		
		20%留出温度 °C	100以上		
		50%留出温度 °C	125以上		
		90%留出温度 °C	記録		
		終点 °C	270以下		
		減失量 容量%	1.5以下		
6	銅板腐食 (100°C、2h)	1以下		JIS K 2513	
7	析出点 °C	-58以下		JIS K 2276	
8	酸価 mg KOH/g	0.015以下		JIS K 2276	
9	蒸気圧 (37.8°C) kPa	14~21		JIS K 2258-1 又は-2による	
10	水溶解度 (界面状態)	1b以下		JIS K 2276	
11	微粒夾雑物 mg/L	1.0以上		JIS K 2276 (ただし試料は1Lとする)	
12	導電率 pS/m	150~600		JIS K 2276	
総合評価	1 使用上問題なし			検査実施日	
	2 使用を控える			事業者名 :	
				代表者名 :	印
				検査実施担当者名 :	印

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
調達要求番号	6SPT1C10002	仕 様 書 番 号
航空用燃料貯蔵検査 「航空タービン燃料, Jet A-1」	WQ-Z360002	
	作 成	令和7年11月18日
	変 更	
	作成部隊等名	鳥栖燃料支処

## 1. 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊鳥栖分屯地において貯蔵する航空用燃料貯蔵検査の役務について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語の定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 貯蔵検査

この仕様書で定める試験項目について航空用燃料の抜取検査を実施し、その良否について総合的に評価、判定することをいう。

#### 1.2.2

##### 検査試料

貯蔵検査のため、航空用燃料の一部を抜き取ったものをいう。

#### 1.2.3

##### 内装容器

官側が供与する試料缶（1Lブリキ缶）をいう。

#### 1.2.4

##### 外装容器

HQ-Z100009の試料運搬容器（9L収納用）をいう。

#### 1.2.5

##### 運搬容器

内装容器及び外装容器をいう。

### 1.3 検査対象燃料

検査対象燃料は、「航空タービン燃料, Jet A-1」とする。

### 1.4 検査の呼び方

検査の呼び方は、仕様書の名称及び検査対象燃料の品名による。

例 航空用燃料貯蔵検査 「航空タービン燃料, Jet A-1」

### 1.5 引用文書等

この仕様書で引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## a) 規格

- J I S K 2 2 4 9 - 1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法  
J I S K 2 2 4 9 - 2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法  
J I S K 2 2 5 4 石油製品－蒸留試験方法  
J I S K 2 2 5 8 - 1 原油及び石油製品－蒸気圧の求め方－第1部：リード法  
J I S K 2 2 5 8 - 2 原油及び石油製品－蒸気圧の求め方－第2部：3回膨張法  
J I S K 2 2 6 1 石油製品－自動車ガソリン及び航空燃料－実在ガム試験方法－噴射蒸発法  
  
J I S K 2 2 7 6 石油製品－航空燃料油試験方法  
J I S K 2 5 1 3 石油製品－銅板腐食試験方法  
J I S K 2 5 8 0 石油製品－色試験方法  
J I S K 2 2 6 5 - 1 石油製品－タグ密閉法

## b) 仕様書

- GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書  
HQ-Z100009 燃料貯蔵検査用試料運搬容器  
DSP K 2206 航空タービン燃料

## c) 法令

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）  
揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）（以下、“品質確保法律”という。）

## 2. 貯蔵検査に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

検査試料について、その品質の良否を総合的に評価、判定し、報告するものとする。

### 2.2 検査施設

a) 貯蔵検査を実施する施設は、契約の相手方又は契約の相手方の委託を受けた第三者の検査施設であって、品質確保法律に規定する登録分析機関又は航空タービン燃料の検査実績を有するものとする。

b) 入札参加希望業者は、品質確保法律に規定する登録分析機関又は航空タービン燃料の検査実績を有する検査施設の証明（写し）を提出するものとする。

### 2.3 検査試料

検査試料は、官側から官給された「航空タービン燃料，Jet A-1」とし、検査試料量は契約の相手方と調整した数量とする。検査試料が残った場合は、契約の相手方において廃棄処分するものとする。

#### 2.3.1 検査試料の受領

契約の相手方は、発注書に基づき、発注の日以降、官側の指定した日及び場所で検査試料を受領するものとする。

#### 2.3.2 検査試料の運搬

契約の相手方は、検査試料を検査施設まで運搬するものとする。その際、運搬容器については、官側から無償貸与を受けるものとする。

### 2.4 検査項目・試験方法

検査項目・試験方法は、調達要領指定書による。

### 3. 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督、検査実施要領による。

### 4. その他の指示

その他の指示は、調達要領指定書により指定する場合を除き、次による。

#### 4.1 事前提出書類

契約の相手方は、契約締結後速やかに、品質確保法律に規定する登録分析機関又は航空タービン燃料の検査実績を有する検査施設の証明（写し）2部を契約担当官等に提出するものとする。

#### 4.2 検査結果等提出

契約の相手方は、検査結果等を表1のとおり提出するものとする。ただし、検査数値が規定内に収まらないときは、電話等の手段により鳥栖燃料支処補給科へ即時に通報するものとする。

表1－検査結果等提出

提出書類	提出先	部数	提出時期
作業工程表 (様式随意)	鳥栖燃料支処補給科	1	契約後速やかに
受領書 (試料運搬容器用)		1	試料運搬容器受領時
返品書 (試料運搬容器用)		1	試料運搬容器返品時
検査結果報告書 (様式は調達要領 指定書による)	鳥栖燃料支処補給科	2	検査終了後速やかに、郵送等の輸送手段による。
	契約担当官等	1	

#### 4.2 検体単位及び検査予定検体数量

a) 検体単位は、2.3により官側と契約の相手方が調整の上決定した数量（数量に応じた1L容器個数）を1ST（検体）とする。

b) 検査予定検体数量

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
予定数	14ST	3ST	0ST	14ST	5ST	4ST	4ST	5ST	0ST	7ST	14ST	0ST	70ST

#### 4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	6SPT1C10002
	調達要求年月日	令和8年 1月13日
	作成部課	九州補給処鳥栖燃料支処
	作成年月日	令和7年11月18日
品名	航空用燃料貯蔵検査「航空タービン燃料, Jet A-1」	

指定事項

2.4 検査項目・試験方法

(航空タービン燃料, Jet A-1)

番号	検査項目	規格	試験結果	試験方法	部分合否
1	外観	清澄		JIS K 2276	
2	色相	記録		JIS K 2580	
3	密度 (15℃、kg/m <sup>3</sup> )	775.0~840.0		JIS K 2249-1 又は-2	
4	実在ガム (mg/100mL)	7.0以下		JIS K 2261	
5	蒸留性 状	初留点 ℃	記録	JIS K 2254	
		10%留出温度 ℃	205.0以下		
		50%留出温度 ℃	記録		
		90%留出温度 ℃	記録		
		終点 ℃	300.0以下		
		残油量 容量%	1.5以下		
		減失量 容量%	1.5以下		
6	銅板腐食 (100℃、2h)	1以下		JIS K 2513	
7	析出点 ℃	-47.0以下		JIS K 2276	
8	酸価 mg KOH/g	0.015以下		JIS K 2276	
9	微粒きょう雑物 mg/L	1.0以下		JIS K 2276	
10	導電率 pS/m	50~600		JIS K 2276	
11	引火点 ℃	40.0以上		JIS K 2265-1	
12	熱安定度	試験温度 ℃	260℃以上	JIS K 2276	
		フィルター差圧 kpa	3.3以下		
		管堆積度 (目視)	3未満で孔雀模様や異常色相堆積物なし		

4.1 検査結果等提出

検査結果報告書

(航空タービン燃料, Jet A-1)

試料 採取駐屯地		試料 採取年月日		受領 試料量		使用 試料量	
試料番号		製造年月日					

番号	検査項目	規格	試験結果	試験方法	部分合否
1	外観	清澄		JIS K 2276	
2	色相	記録		JIS K 2580	
3	密度 (15℃、/m <sup>3</sup> )	775.0~840.0		JIS K 2249-1 又は-2	
4	実在ガム (mg/100mL)	7.0以下		JIS K 2261	
5	蒸留性 状	初留点      ℃	記録	JIS K 2254	
		10%留出温度   ℃	205.0以下		
		50%留出温度   ℃	記録		
		90%留出温度   ℃	記録		
		終点            ℃	300.0以下		
		残油量   容量%	1.5以下		
		減失量   容量%	1.5以下		
6	銅板腐食 (100℃、2h)	1以下		JIS K 2513	
7	析出点      ℃	-47.0以下		JIS K 2276	
8	酸価      mg KOH/g	0.015以下		JIS K 2276	
9	微粒きょう雑物   mg/L	1.0以下		JIS K 2276	
10	導電率   pS/m	50~600		JIS K 2276	
11	引火点      ℃	40.0以上		JIS K 2265-1	
12	熱安 定度	試験温度   ℃	260℃以上	JIS K 2276	
		フィルター差圧 kpa	3.3以下		
		管堆積度 (目視)	3未満で孔雀模様や異常色相堆積物なし		
総合 評価	1 使用上問題なし			検査実施日	
	2 使用を控える			事業者名 :	
				代表者名 :	印
				検査実施担当者名 :	印